大監公示第３０号

２６．　８．２７

「むらさめ」型及び「たかなみ」型護衛艦用川崎エッシャウィス型プロペラ修理に係る契約希望者募集要項（公募）

次の契約を希望される方は下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
契約担当官等
大湊地方総監部経理部長

記

１　調達予定品目

「むらさめ」型及び「たかなみ」型護衛艦用川崎エッシャウィス型プロペラ修理

２　公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）契約担当官等から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

（４）平成２５・２６・２７年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に係る防衛用装備品類の整備資格及び東北又は北海道地域の競争参加資格を有し、修理を行う所在地において履行可能な者。

（５）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者。

（６）調達予定品目に関して、次のいずれかに該当すること。

ア　製造会社であるか、又は製造会社と技術提携を有していること。

イ　製造会社から技術支援が得られるとともに、必要の都度で整備マニュアル、詳細図面及び取扱説明書等関連図書の提供が受けられること。

（７）調達予定品目の契約履行に当たり必要な次の設備等を契約履行時までに有すること。

ア　役務に関する工作設備、関係工場又は協力会社

イ　専用冶工具

ウ　完成検査において必要とされる設備又は協力会社

（８）契約履行時までに、契約履行に必要な安全、工程管理、品質保証及び保全に関する能力に合致する技術者を所要数従事させるか、遅滞なく協力会社の支援が得られる体制を有すること。

（９）履行後の故障等に関する継続的対応が可能な体制を契約履行時までに有すること。

（10）秘密保全に関する教育が確実に実施されており、秘密保全上支障のないことが確認された者を充てることができること。

（11）法令等の規定により官署等の許可又は確認を必要とする場合は、当該許可又は確認を契約履行時までに受けていること。

（12）純正部品（製造元が使用を保証した部品）の入手が可能であること。

（13）日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者。

３　応募方法及び資料の提出

応募する者は、別紙様式の「参加表明書」に次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を添付し、提出しなければならない。ただし、過去５年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略又は書面をもって代えることができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

（１）資格審査結果通知書（写し）

（２）応募する者の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあたっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

（３）前項に規定する設備及び体制等を証明する書類

（４）前項第１３号の規定を証明する書類、若しくは誓約書

（５）過去５年間の修理実績（実績なしの場合は省略可）

４　参加表明書及び技術資料の提出先等

（１）提出先

海上自衛隊大湊地方総監部経理部契約課審査係

〒０３５－８５１１　　　青森県むつ市大湊町４－１

０１７５－２４－１１１１（内線２２５３）

（２）提出期間

平成２６年８月２７日（水）～平成２６年１０月１５日（水）午後４時４５分

なお、上記の期間に係わらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

（３）提出部数

参加表明書２部、技術資料１部

（４）提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝祭日を除く毎日、午前８時から午後４時４５分まで。ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

５　技術資料の審査

技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊等の担当者から提出資料について説明を求められた場合及び追加資料の提出を求められた場合には､協力しなければならない。また、技術資料の確認等のために協力依頼があった場合には、事業所等への立ち入りを含め協力しなければならない。

６　審査結果の通知

技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては公募結果合格の通知を行う。その他の者に対しては公募結果不合格の通知を行う。

７　疑義の申し立て

（１）審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、公募結果不合格通知を受理した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝祭日を除く。）以内に書面をもって申し立てを行うことができる。

ア　窓口：大湊地方総監部経理部契約課審査係

イ　時間：直接持参する場合は、土、日及び祝祭日を除く毎日、午前８時から午後４

時４５分まで。ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（２）契約担当官等は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝祭日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

（３）疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から３日（土、日及び祝祭日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して３日（土、日及び祝祭日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

８　応募に当たっての留意事項

（１）応募者は応募に当たり、次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア　提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ　正当な理由がなく、資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ　審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがある。

エ　資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ　提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ　提出資料は、他の目的に使用しない。

キ　提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければない。

ク　公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

（２）資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。

（３）調達品目の仕様に関する問合せを最寄りの契約担当官等に行うことができる。

９　その他

（１）調達要求予定時期　　２６．１１．　４（火）

（２）予定履行期限　　２７．６．３０（火）

別紙様式

○○．○○．○○

大湊地方総監部経理部長　殿

㈱○○○
代表取締役社長　○○○○　印

参　加　表　明　書

標記について、下記のとおり応募します。

記

１　公示番号
大監公示第３０号（２６．８．２７）

２　対象機器等
別紙関連

公示番号	調達予定品目	備考
	「むらさめ」型及び「たかなみ」型護衛艦用川崎エッシャウィス型プロペラ修理	

添付書類：１資格審査結果通知書（写し）
２会社の財政状況・経営成績を証する書類
３○○○○